

## 第4節 安全衛生管理

### 1. 4. 1 一般

- 1 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達、平成5年1月12日）を遵守するとともに、当社制定の「土木工事安全衛生管理指針」及び「建設機械施工安全技術指針（建設省建設経済局建設機械課長 平成6年11月1日）」（以下「土木工事安全衛生管理指針等」という。）を参考にして、常に清掃業務の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。なお、上記指針は当該清掃業務の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。
- 2 受注者は、清掃業務の履行中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となる行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。
- 3 受注者は、作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。

### 1. 4. 2 総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者

- 1 受注者は、1.1.16 に規定する総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者を配置し、安全衛生管理の業務に従事させなければならない。統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者は、現場又は補修基地に常駐させなければならない。
- 2 総括安全衛生監理者は、次に掲げる業務を遂行しなければならない。
  - (1) 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
  - (2) 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
  - (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
  - (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
  - (5) 毎月1回以上清掃業務履行現場内外を巡視して清掃業務の状況を把握し、清掃作業計画書のとおり清掃業務の履行及び安全衛生管理が行われているかどうかの**確認**をすること。
  - (6) 清掃業務を進める上で安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、統括安全衛生責任者に速やかに処置を**指示**すること。
  - (7) 現場で組織される安全協議会等に随時参加し、安全衛生に必要な業務を行うこと。
  - (8) その他労働災害を防止するための措置に関すること。
- 3 統括安全衛生責任者は、清掃業務現場又は補修基地に常駐し、労働安全衛生法第15条及び第30条第1項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を管理しなければならない。
  - (1) 清掃業務を進める上で、安全衛生管理に関する改善等を行う場合は、直ちに処

- 置し、その結果を記載した安全衛生管理に関する「処置報告書」を作成し、監督職員に**報告**しなければならない。
- (2) 災害及び事故が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、直ちに付近住民、一般通行人その他の第三者及び必要があるときは労働者等を清掃業務現場周辺から退去させ、**報告**するとともに関係機関に連絡しなければならない。
- 4 元方安全衛生管理者は、清掃業務現場又は補修基地に常駐し、労働安全衛生法第15条の2及び第30条第1項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を管理しなければならない。
- なお、元方安全衛生管理者は、他の技術者と兼務できない。
- (1) 清掃業務を進める上で、安全衛生管理に関する改善等を行う場合は、統括安全衛生責任者と連絡を密にして、速やかに処置すること。
- (2) 安全衛生管理について、安全衛生管理日誌を毎日作成し、監督職員が**請求**した場合及び品質管理室工事検査グループによる検査時に**提示**すること。**提示**のみを義務づけるが、納品は不要とする。なお、様式については、当社で定めるものを標準とするが、受注者が標準ではない様式を希望する場合には、予め清掃作業計画書にその様式を添付し、監督職員の**承諾**を得ることにより、標準の様式に代えることができるものとする。
- 5 元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等その職務を遂行できないときは、清掃業務現場又は補修基地に常駐し、前項に定める元方安全衛生管理者の業務を遂行しなければならない。
- なお、元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者が不在となる等、その職務を遂行できないときにあつては、他の技術者と兼務できない。
- 6 受注者は、当社の他工事と同一現場において混在して施工をする場合は、他工事の受注者と**協議**の上、現場を統括管理する主たる統括安全衛生責任者を選定し、**通知**しなければならない。
- 7 受注者は、清掃業務中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。

#### 1. 4. 3 災害及び事故報告

- 1 受注者は、清掃業務の履行中若しくは清掃業務の中止中に災害又は事故が発生したときは、直ちに応急処置をとり、監督職員に通報し**指示**を受けなければならない。又、受注者は、速やかに「災害・事故報告書」を作成し、総括監督員又は主任監督員に**提出**しなければならない。
- 2 受注者は、監督職員及び関係機関との連絡が支障無く行われるよう補修基地に連絡要員を置かなければならない。

#### 1. 4. 4 清掃業務現場

- 1 受注者は、首都高速道路上において業務を履行するときは、道路工事等協議書の写し及び作業連絡の写し（当社から交付されたもの）を、高速道路外の道路にあつては「道路使用許可書」をそれぞれ携帯しなければならない。
- 2 受注者は、清掃業務現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、受注業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。
- 3 受注者は、清掃業務現場において交通誘導警備業務を行う必要のある場合は、交通誘導業務を行う場所ごとに検定合格者を 1 名以上配置することにより、事故の発生を警戒及び防止しなければならない。ただし、街路上で交通誘導警備業務を行う必要がある場合においては、各都県の公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める路線の必要と認める区間に限る。

#### 1. 4. 5 爆発及び火災の防止

- 1 受注者は、爆発物等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合には関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発物の防止の措置を講じておかななければならない。
- 2 受注者は、伐採除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。ただし、軽微なものを野焼きする場合は、関係官公署と打合せを行い、監督職員の承諾を得て処理するものとする。
- 3 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
- 4 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

#### 1. 4. 6 防災対策

受注者は、清掃業務の遂行にあたり、豪雨、豪雪、滞水等に対しては、「清掃作業計画書」に記載した防災対策計画に基づき天気予報等に注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるための資機材等の準備をする等、防災体制を確立しておかななければならない。

#### 1. 4. 7 地震防災及び震災対策

##### 1 防災対策

受注者は、清掃業務の遂行にあたり、自らの責任と費用により、次の各号に基づ

き、地震災害に対する措置を講じなければならない。

- (1) 地震発生に備えて、清掃作業計画書に記載した防災対策計画に基づき、防災体制を確立しておかなければならない。
- 2 受注者は、警戒宣言が発令されたときは、直ちに清掃業務を中止し、次に掲げる事項について措置を講じなければならない。
  - (1) 清掃業務用車両等が他に被害を及ぼさない保全措置を講ずること。
  - (2) 現場での労力及び機材の確保に努めること。

### 3 震災対策

受注者は、地震の発生により被害が**確認**された場合には、次の各号に基づき対策を講じなければならない。

- (1) 被害が**確認**された場合には、直ちに被害の拡大を防ぐために必要な応急措置を行い、速やかにその処置について**報告**しなければならない。
- (2) 重大な被害が**確認**された場合には、直ちに人命の安全・緊急輸送路の確保に努めるとともに、被害の拡大及び余震等による二次災害の防止に対し必要な処置を行い、速やかに監督職員に**報告**しなければならない。
- (3) 被害の詳細点検が必要と判断される場合には、あらかじめ監督職員の意見を聴き、その**指示**に従わなければならない。
- (4) 他の工事現場等からの応援要請があった場合には、可能な限りその要請に応じるよう努めなければならない。

## 1. 4. 8 仮設備の管理

受注者は、清掃業務に必要な電力、給水等の仮設備に第三者及び関係使用人等以外の使用人等が接触することのないよう防護するとともに、電力設備については、管理責任者を定め、十分な管理をしなければならない。

## 1. 4. 9 交通安全管理

- 1 受注者は、清掃用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に清掃業務に伴う損害を及ぼした場合は、清掃契約書第 18 条によって処置するものとする。
- 2 受注者は、清掃業務車両による土砂等、資材及び機械などの輸送を伴う場合については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通整理員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。
- 3 受注者は、当社管理外の供用中の道路に係る清掃業務の履行に当たっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年 12 月 17 日総理府・建設省令第 3 号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（国土交通省道路局長通知、平成 18 年 3 月 31 日）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知、昭和 47 年 2 月）に基づき、安全対策を講じなければならない。

- 4 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に清掃業務資機材等を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により清掃業務を中断するときには、一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。
- 5 受注者は、首都高速道路上の施工にあたり、当社制定の「高速道路上工事の保安施設実施要領」に基づくほか、**設計図書**及び監督職員の**指示**に従い、一般通行車両への安全対策並びに使用人等の保安に万全を期さなければならない。
- 6 受注者は、首都高速道路上で清掃業務を行う場合は、事前に補修工事等調整システムに入力するとともに他の工事との調整を図らなければならない。なお、首都高速道路以外の道路との管理境で作業を行う場合については監督職員の**指示**に従わなければならない。
- 7 受注者は、首都高速道路上での作業開始時間帯が**設計図書**に明記されていない場合は、監督職員の**指示**を受けなければならない。

#### 1. 4. 10 安全・訓練等の実施

- 1 受注者は、土木請負工事における安全・訓練等の実施について（建設大臣官房技術調査室長通達 平成 4 年 3 月 19 日）及び建設工事の安全対策に関する措置について（建設大臣官房技術調査室 平成 4 年 4 月 14 日）に基づき、清掃業務の着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。
  - (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
  - (2) 当該清掃業務内容等の周知徹底
  - (3) 土木工事安全衛生管理指針等の周知徹底
  - (4) 当該清掃業務における現場組織図及び緊急時の体制の**確認**
  - (5) 当該清掃業務における災害対策訓練
  - (6) 当該清掃業務現場で予想される事故対策
  - (7) その他、安全・訓練等として必要な事項
- 2 受注者は、当該清掃業務の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を清掃作業計画書に記載しなければならない。
- 3 受注者は、安全・訓練等の実施状況をビデオ等又は作業日報等に記録し、**報告**し

なければならない。

#### 1. 4. 11 交通事故発生時等の協力業務

清掃業務関係者が、首都高速道路上等を道路交通法の道路維持作業用自動車の指定を受けた車両で走行中に交通事故等の緊急事態に遭遇又は、落下物等を発見した場合は、自らの安全が確保でき、かつ可能な範囲で、下記に示す措置を行うものとする。

- (1) 非常電話、無線などによる通報
- (2) 発炎筒、旗、カラーコーン等による後続車両等への注意喚起
- (3) 負傷者の救助、援助及び落下物の車線からの排除